

第2期
群馬県社会福祉協議会活動推進計画
中間見直し
(平成31・32年度)



社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

はじめに

群馬県社会福祉協議会では、平成23年度に「群馬県社会福祉協議会活動推進計画」を策定し、平成26年3月に中間見直しを行いました。

また、平成28年3月には、「第2期群馬県社会福祉協議会活動推進計画」を策定し、平成28年度からの5年間の基本理念、基本目標及び実施計画を定め、活動を展開してまいりました。

計画策定後、平成30年4月には、社会福祉法が改正され、地域を基盤とした包括的なケア体制の構築をはじめ、地域の課題は地域の住民で解決する動きが展開されようとしています。国においては、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域社会づくりが進められ、複合的な課題にも対応できるよう、地域における支え合いを再構築することが求められています。また、「地域における公益的な取り組み」が社会福祉法人の責務とされたことや、度重なる大規模自然災害の発生等への対応等、社会福祉協議会が地域福祉の推進の中核的な組織としての役割を果たしていくことが求められています。

こうした諸情勢の中、本会職員による作業部会で計画原案を作成し、策定委員会によるご審議、答申を経て、今後の2年間に重点的に取り組む目標を示すものとして、中間見直しを策定いたしました。今回の中間見直しでは、情勢を反映しながら、当初計画で掲げた基本理念及び基本目標を踏襲しつつ、地域の多様な福祉課題・生活課題の解決や支援等について、関係機関・団体等と協働し、なお一層の取り組みを進めることといたします。

今後も、関係機関と幅広い協働関係を構築し、県域における地域福祉の総合的な推進役としての役割を役職員一丸となって取り組んでいく所存でありますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、中間見直しの策定にあたり、熱心にご審議いただきました策定委員会の委員の皆様には心より感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
会長 片野清明

目次

第1章	活動推進計画 中間見直しについて	1
	第1節 中間見直しの目的	
	第2節 中間見直しの基本的方針	
	第3節 中間見直しの検討プロセス	
第2章	計画の構成	3
	第1節 基本理念	
	第2節 基本目標	
	第3節 推進項目	
	第4節 第2期群馬県社会福祉協議会活動推進計画中間見直し体系図(平成31・32年度)	
第3章	重点的な取組み	5
	1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します	5
	推進項目(1) 地域福祉活動の促進支援	
	《重点的な取組み①》住民による地域福祉活動の活性化促進	
	《重点的な取組み②》ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実	
	推進項目(2) 災害時における活動支援体制の構築	
	《重点的な取組み①》災害福祉広域支援ネットワークの構築	
	《重点的な取組み②》市町村災害ボランティアセンターの機能強化	
	2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します	13
	推進項目(1) 生活困窮者等への相談支援体制の強化	
	《重点的な取組み①》生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化	
	《重点的な取組み②》生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実	
	推進項目(2) 地域における生活支援体制の強化	
	《重点的な取組み①》権利擁護事業の強化	
	3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します	20
	推進項目(1) 福祉人材の充実と定着支援の強化	
	《重点的な取組み①》福祉人材確保の安定化・定着化	
	推進項目(2) 研修事業の充実による人材育成	
	《重点的な取組み①》研修機能の強化	
	4 社会福祉法人や施設等を支援します	24
	推進項目(1) 社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取り組み	
	《重点的な取組み①》社会福祉法人・施設等への支援と連携強化	
	《重点的な取組み②》福祉サービスの質の向上への取り組み強化	
	5 県社協の組織体制を強化します	28
	推進項目(1) 組織基盤と財政・経営の強化	
	《重点的な取組み①》事務局体制の充実強化	
	《重点的な取組み②》財政の健全化と経営の透明性の確保	
参考資料	用語解説	32
	群馬県社会福祉協議会活動推進計画(中間見直し)策定委員会設置要綱	38
	群馬県社会福祉協議会活動推進計画(中間見直し)委員名簿	39
	群馬県社会福祉協議会活動推進計画(中間見直し)策定委員会作業部会設置要領	40
	群馬県社会福祉協議会活動推進計画(中間見直し)策定経過	42

第1章 活動推進計画 中間見直しについて

第1節 中間見直しの目的

- 群馬県社会福祉協議会活動推進計画（平成28年度～平成32年度）は、計画の中間年にあたる平成30年度に、社会情勢の変化等を勘案し、見直しを行うこととされています。
- 平成30年4月施行された改正社会福祉法等で、地域を基盤とした包括的なケア体制の構築をはじめ地域の課題は地域の住民で解決する動きが展開されようとしています。
- 地域福祉の大切さが再認識される中、国においては「地域共生社会」実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域社会づくりが進められ、高齢者介護、子育て支援、障害者福祉対策、生活困窮者自立支援など、縦割りではなく、複合的な課題にも対応できるよう、地域における支え合いを再構築することが求められています。
- 社会福祉法人制度改革に伴う改正社会福祉法において、平成28年4月から「地域における公益的な取組み」が、社会福祉法人の責務とされています。
- 東日本大震災を教訓に、首都直下型や東海・東南海の地震などの将来の災害に備え、福祉分野における防災、災害支援体制の取組みの更なる強化も必要となっています。
- こうした社会情勢の変化等による新たな課題や、これまでの3年間の事業の進捗状況なども踏まえて、目標の達成のために、①実施計画等の変更が必要なもの、②新たに加える推進項目や実施事業等を検討し、平成31年度、32年度に向け、より実効性の高い内容となるよう、計画の見直しを行いました。

第2節 中間見直しの基本の方針

- 中間見直しに基づく取組みの推進期間は、平成31・32年度とします。
- 第2期計画の基本理念、基本目標は、踏襲します。
- 第2期計画の推進項目、重点的な取組みを見直します。
- 群馬県社会福祉協議会の単年度事業計画との整合性を図ります。

第3節 中間見直しの検討プロセス

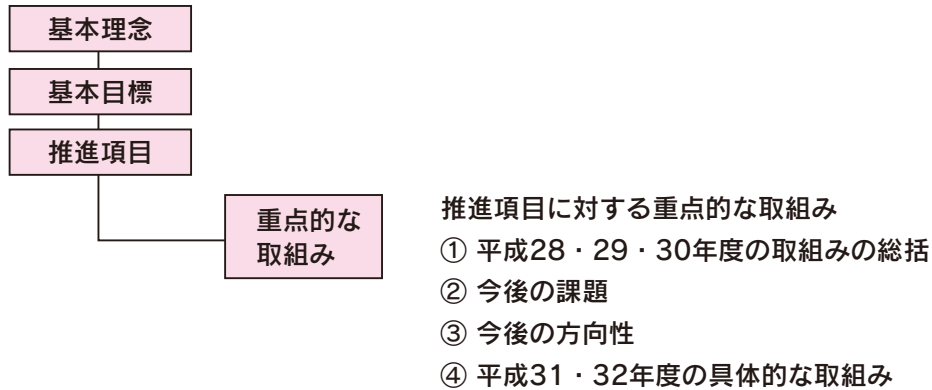
- 3年間（平成28・29・30年度）の総括評価の振り返り
 - ・計画の基本理念、目標等に対して、これまでの取組みについて、作業部会で総合評価を実施しました。
- 今後2年間（平成31・32年度）の方向性の確認
- 重点的に実施する事業の整理
 - ・各事業について、以下の区分で事業等の整理を行いました。

達成	活動推進計画に掲載している事業を達成
継続	活動推進計画に掲載している事業を継続
発展移行	活動推進計画に掲載している事業を一部変更して継続
新規	中間見直し以降、新たに事業を立ち上げ
廃止	活動推進計画に掲載している事業を廃止

- 中間見直し策定委員会の開催
 - ・策定委員会において、中間見直しの方向性を検討しました。
- 中間見直し案の作成
 - ・策定委員会において、中間見直し計画最終案を検討しました。

第2章 計画の構成

本計画は、基本理念、基本目標、推進項目の3部で構成しています。



第1節 基本理念

群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の置かれている現状と社会福祉を取り巻く状況・課題を踏まえ、今後、事業を実施していく指針とするために、基本理念を定めています。

基本理念

県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、その人らしく安心して暮らせる福祉社会をめざします。

第2節 基本目標

基本理念を踏まえ、めざすべき目標を定めています。

- 1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します
- 2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します
- 3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します
- 4 社会福祉法人や施設等を支援します
- 5 県社協の組織体制を強化します

第3節 推進項目

基本目標を達成するため、推進項目を設定し、推進項目ごとに、重点的な取組みを定めています。検討の結果、推進項目は変更なく進めていくことになりました。

第4節 第2期群馬県社会福祉協議会活動推進計画中間見直し体系図(平成31・32年度)

【基本理念】

【基本目標】

【推進項目】

【重点的な取組み】

県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、
その人らしく安心して暮らせる福祉社会をめざします

1. 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します	
(1) 地域福祉活動の促進支援	① 住民による地域福祉活動の活性化促進
	② ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実
(2) 災害時における活動支援体制の構築	① 災害福祉広域支援ネットワークの構築
	② 市町村災害ボランティアセンターの機能強化
2. その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します	
(1) 生活困窮者等への相談支援体制の強化	① 生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化
	② 生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実
(2) 地域における生活支援体制の強化	① 権利擁護事業の強化
3. 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します	
(1) 福祉人材の充実と定着支援の強化	① 福祉人材確保の安定化・定着化
(2) 研修事業の充実による人材の育成	① 研修機能の強化
4. 社会福祉法人や施設等を支援します	
(1) 社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み	① 社会福祉法人・施設等への支援と連携強化
	② 福祉サービスの質の向上への取組強化
5. 県社協の組織体制を強化します	
(1) 組織基盤と財政・経営の強化	① 事務局体制の充実強化
	② 財政の健全化と経営の透明性の確保

第3章 重点的な取組み

1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します

【推進項目（1）】地域福祉活動の促進支援 《重点的な取組み①》住民による地域福祉活動の活性化促進

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められています。
地域包括ケアシステムの基盤をつくる生活支援体制整備事業における協議体設置や生活支援コーディネーター*の配置に関しては、市町村等への個別支援を継続的に行うとともに、平成27年度から生活支援コーディネーター養成研修を実施してきました。
- 国の施策として、地域共生社会の実現が掲げられ、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる福祉コミュニティづくりがすすめられています。地域共生社会の実現では、多様化・複雑化・複合化する地域生活課題を解決するため、関係機関の連携・協働による包括的な支援体制づくりが必要となります。更に、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え社会保障の将来見通しの議論も進んでおり、今後ますます住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められています。それに伴い、地域における見守り活動や小地域ネットワーク活動の活性化など、住民主体の活動の広がりが、一層期待されます。
これらの複雑化する地域生活課題を解決するため、コミュニティソーシャルワーク研修等の実施を通し、市町村社協職員等の専門職の資質向上を図っています。
- 地域において、住民主体等の多様な生活支援サービスを広げていくためには、ボランティア等のサービスの担い手の育成が課題となります。また、小地域における「ふれあい・いきいきサロン*」活動等の推進や生活支援サービスの拠点づくりへの必要性が高まっています。
小地域福祉活動の中心的な活動となる「ふれあい・いきいきサロン」(平成30年6月現在2,402ヶ所)については、県内5会場によるセミナーを開催し、担い手の育成や設置数の推進を図るとともに、子育て中の親子の社会参加や交流等を促進するため、「子育てサロン」研修会も開催しています。
- 地域福祉活動の活性化のため、市町村で計画的に地域福祉を推進するための地域福祉計画への参画や地域福祉活動計画*の策定推進が求められています。
県内における地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定促進のため、住民座談会開催の支援、計画策定の個別支援、計画策定研修会の実施などをとおし支援してきました。

今後の課題

- 地域共生社会の実現に向けた理解と取り組みの推進（新）
- 地域包括ケアシステム*の理解と推進
- 小地域における地域福祉活動*の推進
- 地域福祉活動推進のための人材育成
- 市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援

今後の方向性

- 地域共生社会の実現に向けた理解と取り組みの推進（新）
市町村における地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、小地域における福祉活動の推進や多機関の協働による取り組みの強化が図られるよう、市町村職員や市町村社協役員への啓発や情報発信等を行います。

●地域包括ケアシステムの理解と推進

新しい総合事業における地域の実情に合った生活支援サービスの充実を推進するため、市町村や市町村社協からの相談応需、先進事例の発信等の支援を行います。あわせて、市町村職員や地域包括支援センター*職員の研修や生活支援コーディネーターの養成およびフォローアップを、県、関係機関団体等との連携により進めます。

●小地域における地域福祉活動の推進

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」等の活動が地域でより一層広がるよう、サロン推進連絡会と連携し、さらなる推進を図ります。また、地域共生社会を見据えた多世代交流の複合型サロンの創出を進めます。

日常生活圏域における見守り活動等が、地域の住民や専門機関との連携によりきめ細かく展開されるよう広く普及・啓発に努めます。

●地域福祉活動推進のための人材育成

地域福祉の中核的な推進組織として位置づけられている市町村社協の役職員に対し、地域福祉施策や今日的な地域生活課題の理解の促進とその解決に向け、資質向上のための研修会を開催します。

●市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援

社会福祉法の改正により、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、その策定が努力義務化されました。

地域福祉を計画的に推進するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定を支援するとともに、住民座談会等の住民参加の手法に関する研修、支援を進めます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
新規	1 地域共生社会の実現に向けた理解と取り組みの推進（新） ▶コミュニティソーシャルワーク研修会の開催 ▶地域共生社会推進事業の実施
継続	2 地域包括ケアシステムの理解と促進 ▶市町村、市町村社協等からの相談に対する助言・支援 ▶生活支援コーディネーターの養成およびフォローアップ研修会の開催 目標：5年間で200人を養成 ▶市町村及び市町村社協職員等の研修会等の開催
継続	3 小地域における地域福祉活動の推進 ▶「ふれあい・いきいきサロン」設置の推進 目標：1年あたり50カ所以上 ▶ふれあい・いきいきサロン研修会の開催 ▶見守り支援活動推進のためのセミナーの開催
継続	4 地域福祉活動推進のための人材育成 ▶市町村社協理事・評議員等の研修会の開催 ▶市町村社協事務局長及び職員の研修会の開催
継続	5 市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援 ▶市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画策定への支援 目標：策定市町村を18カ所から23カ所へ ▶地域福祉計画・地域福祉活動計画策定研修会の開催

(注) *のある用語については、P32～37に解説があります。

《重点的な取組み②》 ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 近年のボランティア活動は、日常生活に関わるすべての活動につながるとの認識が広がり、地域共生社会の視点やまちづくりの視点など様々な活動が展開されています。その要因としては、地域の生活課題や個人・家族の福祉ニーズの多様化、複雑化、深刻化があげられ、多様な関係機関・団体との連携・協働なしでは解決できない状況があります。
ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化として、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会、ボランティア活動普及・啓発事業としてのボランティアフォーラムの開催、企業等の社会貢献活動の推進等の事業を展開してきました。
- 災害に対する意識の高まりや、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度等を始めとする国の制度の見直しや新たな制度の創設などに伴い、ボランティア・市民活動に注目が集まっています。その活動は、子どもから高齢者や障害者、個人、団体、さらには企業まで広がりを見せており、あらゆる人々の社会参加への支援が求められています。
多様な主体が協働して地域の課題を解決していくためには、ボランティアコーディネーターの資質の向上が求められ、ボランティアコーディネーター研修会を開催し人材育成を図っています。
- 福祉教育の推進に関しては、昭和52年から「児童・生徒のボランティア活動普及事業」として事業が始まって以来、社会福祉協力校*として、県内559校中（小学校、中学校、高等学校）525校を指定（平成30年5月1日現在）してきました。
地域共生社会を推進する視点の必要性から、車いす体験や高齢者疑似体験など、体験することから共感・当事者性を意識し、社会的に包み込む社会的包摂*の視点を加えた福祉教育を意識した指定、福祉教育セミナー、社会福祉協力校の連絡会議を実施してきました。

今後の課題

- ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化
- 市町村社協ボランティアセンターの活動支援
- ボランティア活動推進のための人材育成
- 福祉教育の推進及び支援

今後の方向性

- ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化
県民に広く開かれたセンターとして、市町村社協、行政、民生委員・児童委員*、社会福祉施設、企業、学校、NPO*、ボランティア等、関係機関・団体との連携・協働をより一層強化し、分野に特定されることなく多者協働の場づくりによりコーディネート機能の強化に努めます。
- 市町村社協ボランティアセンターの活動支援
各市町村社協においてボランティアセンター機能の位置づけの確立・明確化に向けて、引き続き活動支援を行います。また、地域における多様な課題に対応できるよう、研究・協議、情報交換の場を通じ担当者同士のネットワーク構築に努めます。
- ボランティア活動推進のための人材育成
地域の生活課題の解決に向けての連携やプログラム提案等、マネジメントができる人材の育成に向け、市町村社協ボランティアセンター職員等に対し、資質向上のための研修・講座等を実施します。また、ボランティア・市民活動に関心がありながらも、きっかけがなかった県民（潜在層）に対し、広報紙やホームページ等を活用し、更に活動への参加促進を図ります。

●福祉教育の推進及び支援

地域を基盤とした社会福祉協力校の指定や支援をとおして福祉教育の推進を行います。

福祉教育では、疑似体験により誤解されがちなマイナスイメージの福祉観を、体験後の振り返りをとおして子どもたちの福祉の学びを支援する機会を増やし、福祉を他人事ではなく自分事として捉える共感・当事者性を醸成します。また、住民が地域の諸課題に対する認識を高めていくために、子どもから大人まで幅広い世代に対して社会的に包み込む社会的包摂の視点で、教育委員会、社会福祉協力校、関係機関と連携しながら福祉教育を推進します。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶市町村社協との連携による相談支援及びコーディネート機能の強化 ▶情報提供や情報発信の強化 ▶地域の関係機関・団体との協働、連携及び支援 ▶関係機関・団体及び中間支援センター*等との連携、協議の場づくり
継続	2 市町村社協ボランティアセンターの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶担当者連絡会議や研究・協議の場を通じたネットワークの構築 ▶市町村社協ボランティアセンター事業等への活動支援、情報提供 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 目標：「VC機能有」の市町村社協を29カ所から35カ所へ </div>
新規 継続	3 ボランティア活動推進のための人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ボランティアコーディネーション力強化連携事業（ボランティアコーディネーター研修会） ▶社協ボランティアセンター担当者の資質向上のための研修会等の実施 ▶普及・啓発のためのシンポジウムやフォーラムの開催
継続	4 福祉教育の推進及び支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶地域を基盤とした福祉教育の推進（社会福祉協力校の指定及び活動支援） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 目標：毎年5カ所を指定 </div> <ul style="list-style-type: none"> ▶福祉教育副読本の普及・活用及びセミナー等の開催 ▶市町村社協における福祉教育の推進支援

【推進項目（2）】災害時における活動支援体制の構築 《重点的な取組み①》災害福祉広域支援ネットワーク*の構築

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 被災地では、福祉専門職の団体や職場から派遣された人材により、要配慮者*に対する個別的・専門的ケアが行われているものの、組織的な連携がなされていないため、包括的・継続的な支援ができていませんでしたが、災害派遣福祉チーム（DWAT*）の組織化が各県で進んできた中、群馬県においても平成28年度に「災害派遣福祉チーム派遣に関する基本協定を締結」し、平成29年度・30年度の2カ年で210名がチーム員として登録し、チーム派遣の体制整備を進めてきました。
- 社会福祉施設が被災した場合、他施設への避難や職員の派遣が必要になりますが、そのための仕組みがないため、受入条件や手続等をその場で判断することが困難でしたが、平成27年度に「社会福祉施設における災害時の相互応援に関する基本協定書」を締結し、年1回、協定運用に向けた図上訓練を実施する中で、体制強化に努めてきました。
- 福祉避難所に指定された施設では、受入や運営に関する平時の点検・訓練の実施が困難で、運営スタッフとしての専門職やボランティア等の人材確保も難しいため、機能を十分に果たすための体制づくりが課題となっています。

今後の課題

- 公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築
- 施設間連携による利用者・職員・物資等の相互受入
- 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり

今後の方向性

● 公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築

県と県内の福祉関係者（県社協・社会福祉法人・福祉施設・職能団体*等）による公民協働のネットワークの機能化を図り、平時から情報の共有や訓練、啓発活動、災害時の福祉支援体制を見直すと共に、保健・医療とも連携した要配慮者に対する包括的・継続的な支援に努めます。

● 施設間連携による利用者・職員・物資等の相互受入

被災施設の利用者受入や被災施設及び受入施設への職員派遣、必要な物資の提供等、施設サービスを継続するには、施設間での相互支援体制が必要です。情報共有のための連絡網の整備や活用ルールの特検、事業継続計画や避難確保計画に基づく各施設の要支援情報の集約・還元等を継続した訓練を通して共有する仕組みづくりを進めます。

● 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり

避難生活による環境の変化や生活問題から二次被害を受けて、新たな要配慮者となる人もいることから、福祉専門職チームを派遣し、保健・医療分野の専門職チームと連携することで、避難所における緊急介護や衛生対策、生活環境の改善、相談事業等を通して機能強化を図るとともに、緊急期から応急期・復旧期の時間経過に合った支援、個々の状態に応じたきめ細かな支援の展開を目指すと共に、平時から災害対策に備えたチーム作りを目指します。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築 ▶災害福祉支援ネットワークの事務局の運営 ▶ネットワーク会議、セミナーの開催
新規 継続	2 施設間連携による利用者・職員・物資等の受入 ▶連絡網の作成とシミュレーションの実施 ▶事業継続計画や避難確保計画の策定支援
新規 継続	3 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり ▶研修（登録時基礎研修、養成研修、スキルアップ研修）の開催 ▶平時の活動シミュレーションの実施

《重点的な取組み②》市町村災害ボランティアセンターの機能強化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 台風等による風水害、地震、津波、突風・噴火等の災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティアが果たす役割は大きくなっています。災害発生時には、行政はもとより、NPO団体等を含め多様な関係機関・団体と連携・協働のうえ、社協が中心となり災害ボランティアセンターを立ち上げ、センターの運営や災害支援を行います。

災害ボランティアセンターは、被災者からの支援ニーズとボランティア活動をつなぐ他にも、関係する多様な団体とのネットワークの構築を図り、災害によって失われた地域のつながりやその人らしい暮らしを取り戻していくための地域づくりに向けて復旧・復興支援を行います。

県社協では、市町村災害ボランティアセンター設置運営研修会の開催、県総合防災訓練・市町村防災訓練への参加、群馬県災害ボランティア活動助成金を実施してきました。

本県における近年の市町村災害ボランティアセンターの設置状況

災害発生時期	被害内容	設置箇所
平成18年1月	利根郡内における大雪被害	1町
平成19年9月5日～7日	西毛地域における台風9号による豪雨被害	2市村
平成26年2月14日～16日	群馬県全域における大雪被害	3市

- 大規模災害としては、平成28年4月熊本地震が発生し、被災地の社協が中心となって災害ボランティアセンターを開設し、全国から約117,000人のボランティアが集まり、活動が行われました。（平成28年11月現在 全社調べ）

また、全国段階では、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD*）が設立され支援団体のネットワークが進められています。

- 行政の地域防災計画では、社協との連携・協働による災害ボランティアセンターの設置・運営を位置づけるものが増え、行政とともに災害ボランティア活動における基盤整備が進められています。過去の災害対応の経験や課題等をふまえ、平時から本県における災害ボランティアセンターの設置・運営等についての理念や手順、役割分担等を明確にし、地域住民、一般・専門（プロボノ*）ボランティア、NPO団体、行政等の多様な関係機関・団体との連携・協働を図っていく必要があります。

そこで県社協では、災害時における各種マニュアル等の情報提供と作成支援を実施するとともに、災害時における事業継続計画（BCP*）の策定研修会及び支援、市町村社協事業継続計画（BCP）推進事業を実施し、3市村社協の事業継続計画（BCP）の策定に協力しました。さらに、関係機関・団体等との会議、研修会を通じた連携・協働、ネットワークの構築を図ってきました。

今後の課題

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- 災害時における市町村社協の体制整備支援
- 災害時における事業継続計画（BCP）策定の推進
- 関係機関とのネットワークづくり

今後の方向性

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

地域防災力の向上や災害時における市町村社協災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた研修や訓練を実施し、災害ボランティアセンターの中核を担う市町村社協職員の資質向上を図ります。

また、市町村社協で実施されている災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア講座等の支援も行い、各市町村における災害時に備えた支援体制の構築を図ります。

●災害時における市町村社協の体制整備支援

災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、平時から災害発生時の対応方法、手順役割分担等の整理、関係機関・団体等とのマニュアル整備、協定締結等の支援を行います。

●災害時における事業継続計画（BCP）策定の推進

多くの市町村社協では、法人運営、地域福祉活動、ボランティア活動、介護保険事業、センターおよび会館の管理・運営等、さまざまな事業を実施・支援していることから、災害時における事業継続計画（BCP）に関する策定を支援します。

●関係機関とのネットワークづくり

災害時の対応は、被災者の福祉的支援と被災した組織や事業の復旧や復興を目的として一般・専門（プロボノ）ボランティア、NPO団体、行政、社協、その他関係機関・団体等の連携・協働により進められることから、関係機関とのネットワーク構築を進めます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ▶市町村災害ボランティアセンター設置運営、研修会等の開催 ▶県総合防災訓練、市町村防災訓練への参加 ▶群馬県災害ボランティア活動助成の実施
継続	2 施設間連携による利用者・職員・物資等の受入 ▶連絡網の作成とシミュレーションの実施 ▶事業継続計画や避難確保計画の策定支援
継続	3 災害時における事業継続計画（BCP）策定の推進 ▶市町村社協におけるBCP策定研修会の開催 ▶市町村社協事業継続計画（BCP）推進事業助成の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標：5年間で3カ所の策定</div>
継続	4 関係機関とのネットワークづくり ▶災害支援関係者連絡会議の開催 ▶災害支援セミナーⅠ・Ⅱの開催 ▶群馬県災害時救援ボランティア連絡協議会への協力

2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します

【推進項目（1）】生活困窮者等への相談支援体制の強化

《重点的な取組み①》生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」によれば、生活困窮者自立支援法の平成27年4月からの本格施行により、全国的な傾向として新規相談者の全体の6割が男性であり、特に40～50代の就労していない方が2割を占めることが報告されています。

福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない方は、全国で約30万人いるほか、税や各種料金の滞納者、多重債務者、様々な要因が複合して困窮している方が多くなっています。

県の福祉事務所管内の23町村における生活困窮者自立相談支援事業については、県社協と県内町社協による共同事業体で、県から受託し実施しています。

共同事業体として、平成27年度に4町社協（みなかみ町、長野原町、下仁田町、邑楽町）、平成28年度からは4町社協（吉岡町、東吾妻町、玉村町、大泉町）を加えた計8町社協と契約し、それぞれに相談支援員を配置しています。

県社協は、生活困窮者に対する面談・訪問等、直接の相談対応のほか、支援調整会議・ケース会議の開催、支所社協の相談支援員へのスーパーバイズを行ってきました。

また、民生委員児童委員協議会等での事業説明、関係機関との連絡会議開催、県内自立相談支援機関との情報交換会の開催等により、地域関係者との連携や情報共有を密に行い、相談支援の資質向上を目指して事業を推進しています。

12市の自立相談支援事業は、5市が社協委託、7市が行政直営で実施しています。

（平成30年度）

町村部における自立相談支援の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規相談受付件数	143	135	165
事業申込件数	68	41	46
プラン作成件数	16	29	24
支援調整会議開催数	9町10回	14町村23回	15町村24回

- 自立支援に向けての貸付事業の実施（新たな貸付制度）
「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」及び「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」を平成28年度より実施しました。

今後の課題

- 生活困窮者の発見と把握
- 生活困窮者に対する相談支援・就労支援・居住支援の強化
- 包括的な総合相談体制の強化
- 生活福祉資金貸付事業との連携
- 貧困の連鎖*への対応
- 新たな貸付制度の実施にかかる広報及び貸付促進（新）

今後の方向性

●生活困窮者の発見と把握

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮している方が自立相談支援機関*につながるよう、広報の強化を行うとともに、関係機関と連携した発見と把握に努めます。

●生活困窮者に対する相談支援・就労支援・居住支援の強化

支援が必要な生活困窮者との信頼関係を築き、福祉以外の雇用、教育、税務、住宅等の生活課題の把握に努め、自立に向けた寄り添い型支援及び就労支援を実施し、地域社会から孤立している人で住居に不安を抱える生活困窮者に対する居住支援を実施します。

居住支援法人*や認定就労訓練事業*所等の県内複数整備に向けて啓発していきます。

自身で家計管理ができるように支援する家計改善支援事業*、「社会に出るのが不安」等の生活困窮者に対する就労準備支援事業*等の実施検討を行います。

●包括的な総合相談体制の強化

町村社協、自治体関係部局やハローワーク等関係機関と連携し、23町村における包括的な総合相談体制の強化に努めます。

12市における自立相談支援機関と連携を深め、県域における相談支援体制を強化します。

社会福祉法人の公益的な取組である「群馬県ふくし総合相談支援事業」との連携を深め、新たに発見された生活困窮者への相談支援を実施していきます。

●生活福祉資金貸付事業との連携

生活福祉資金貸付事業と連携を図り、生活困窮者の自立に向けた効果的かつきめ細かな相談支援を実施します。

●貧困の連鎖への対応

学習支援や子ども食堂等の子どもの居場所団体との連携・支援とともに、地域の中で子ども達が居場所を得られ、人とのつながりを実感できる地域社会づくりを推進します。

●新たな貸付制度の実施にかかる広報及び貸付促進（新）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業について、関係機関等との連携を図りながら適切な貸付への促進に取り組みます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続 新規	1 生活困窮者の発見と把握 ▶民生委員・児童委員、関係機関との情報共有 ▶広報の強化
継続	2 生活困窮者に対する相談支援・就労支援・居住支援の強化 ▶23町村における生活困窮者に対する相談支援の推進 ▶相談支援員連絡会議と資質向上のための研修の開催
新規	3 包括的な総合相談体制の強化 ▶関係機関連絡会議、自立相談支援機関との情報交換会等の開催 ▶群馬県ふくし総合相談支援事業との連携
継続	4 生活福祉資金貸付事業との連携 ▶生活福祉資金貸付担当との情報共有
継続	5 貧困の連鎖への対応 ▶子どもの居場所団体との連携と子どものいる生活困窮者世帯に対する支援
新規	6 新たな貸付制度の実施にかかる広報及び貸付促進（新）

《重点的な取組み②》生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 市町村社協や民生委員・児童委員、関係機関との連携により生活福祉資金貸付事業*を実施してきました。滞納者に対しては償還指導ということで訪問していたが、平成30年度からは円滑な償還に向けての初期対応も含めて充実させるべく、「訪問活動」として、利用者等への支援充実を図りました。
- 平成21年度の制度改正により増大した貸付件数は平成23年をピークに制度改正以前に戻りつつあるが、相談体制、借受人の生活実態の把握、管理システムの活用により管理体制の充実を図りました。
- 生活福祉資金の窓口である市町村社会福祉協議会とは効果的、効率的に実施できるように事例検討を含んだ研修を実施した。民生委員児童委員の意見もお聞きするため、単位民協の定例会等にも参加して状況を把握しました。
- 生活困窮者自立支援法の施行により、総合支援資金、緊急小口資金及び臨時特例つなぎ資金については原則、生活困窮者自立相談支援事業の利用申込が必須となり、生活困窮者自立相談支援事業と連携して生活困窮者の自立に向けた貸付を行いました。

今後の課題

- 債権管理の充実
- 相談・貸付・債権管理体制
- 関係機関との連携
- 生活困窮者自立支援制度との連携

今後の方向性

●債権管理の充実

貸付後の借受人の生活状況の継続的に把握し、借受人に対しての訪問活動を行います。
償還開始時の早期においても、必要に応じて実施します。

●相談・貸付・債権管理体制

県社協事務局の体制の強化・効率的な職員配置等により、ケースに応じたきめ細かな貸付業務、相談業務を円滑に行います。

また、市町村社協への支援体制の強化を行い、共通認識をより一層図り、借受人の債権管理及び自立支援を積極的に行います。

●関係機関との連携

民生委員・児童委員、関係機関等との連携により、適切かつ効果的な相談支援・貸付事業を行います。
弁護士や不動産鑑定士、中小企業診断士等の専門家との連携を図り、資金の貸付により、借受人が抱える生活課題の解決に取り組みます。

●生活困窮者自立支援制度との連携

訪問・貸付・償還等、困窮者への支援を自立支援機関と連携して取り組みます。個人情報などを適正に管理し、自立支援機関との共同研修や情報交換会等を実施します。

平成31・32年度の具体的な取り組み

区分	事業名
継続	1 債権管理の充実 ▶市町村社協と連携した世帯への訪問活動（件数に応じ助成金を支出）
継続	2 相談・貸付・債権管理体制 ▶市町村社協担当者向けの研修等を通しての業務における共通認識
継続	3 関係機関との連携 ▶民生委員・児童委員会議や各関係機関の会議等への参加
継続	4 生活困窮者自立支援制度との連携 ▶自立相談支援機関との情報交換会、共同研修会の開催及び参加

【推進項目（２）】地域における生活支援体制の強化 《重点的な取組み①》権利擁護事業の強化

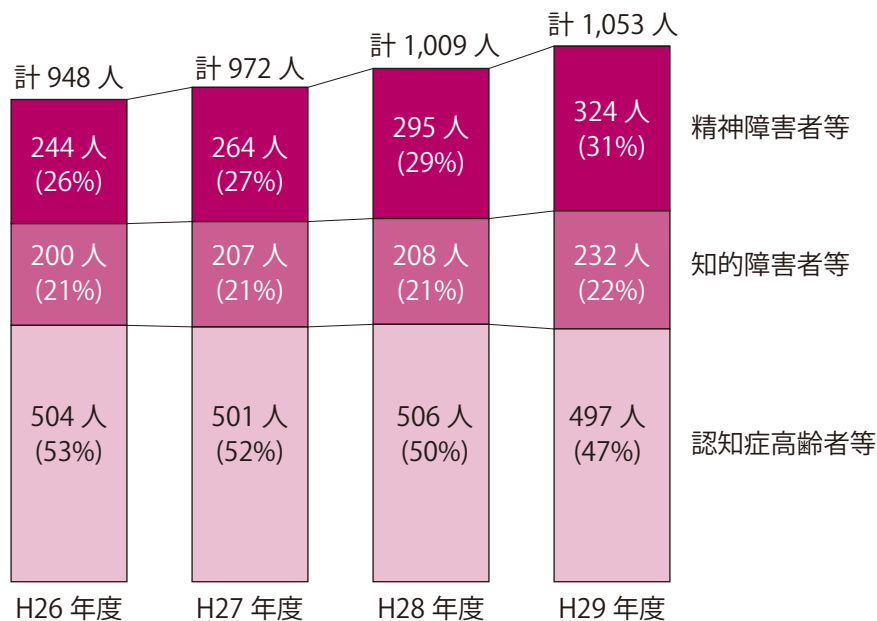
平成28・29・30年度の取組みの総括

- 平成11年に権利擁護の視点のもと、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者といった判断能力が不十分な方を対象として、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うことを目的としてスタートした日常生活自立支援事業*は、全国的にも利用者が増えています。

本県においても増加の一途をたどり、高齢者や障害者の地域生活を支える社会資源の一つとして利用者の生活の安定に繋がるとともに、効果的なサービス利用など、関係機関からも期待されており、本事業が担っている役割は極めて大きくなっています。

現在、県内13の市町村協（基幹社協*）に事業の一部を委託し、日常生活自立支援事業を推進していますが、利用者の増加と基幹型（広域型）支援では、業務遂行において負担が大きいことが課題でした。身近な地域で一連の対応ができることが望ましいという全国的な流れのもと、全市町村型での実施検討を進めています。

日常生活自立支援事業の実利用状況



- 平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」において、市町村における成年後見制度*の体制整備が努力義務となり、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置が求められています。群馬県では権利擁護センターの設置や法人後見実施社協の取組が低迷しており、市町村単独での中核機関の設置が困難な市町村も多いとみられるため、県域での利用促進に向けた働きかけが必要な状況です。
- 判断能力の低下等により本事業が利用困難と判断される場合や、財産侵害や消費者被害等の権利侵害を防止するため、スムーズな成年後見制度への移行を目的に、市町村社協の法人後見事業推進として、平成27年度より基盤整備支援を、平成29年度より法人後見専門員養成研修を実施しています。
- 平成30年6月に県と共同で実施した県内の福祉施設・事業所向け成年後見制度ニーズ調査において、利用ニーズが高い一方、後見人の受け皿が不足していることが明らかになりました。地域別検討会等により、今後の権利擁護の体制整備に向けた検討を進めています。

成年後見制度利用に対する潜在的ニーズ調査結果【前橋家裁支部別状況】

H30.6.1現在

	本庁	高崎	太田	桐生	沼田	中之条	計
潜在的ニーズ(人)	2,947	1,551	1,269	496	680	457	7,400
うち、第三者後見人等 必要推計数	538	378	283	75	57	58	1,389
専門職後見人候補者数	146	106	31	28	11	5	327
法人後見実施社協	0	0	2	0	0	0	2

※潜在的ニーズは、高齢者・障害者関係施設・事業所、救護施設等への調査（有効回答数917ヶ所・回答率52.2%）で、法律行為や虐待被害、財産管理等に関する課題・問題を抱えている利用者の合算。

今後の課題

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 関係機関団体との連携

今後の方向性

●日常生活自立支援事業の推進

利用者数の増加に対応できる財源の確保、身近な市町村での実施の推進、専門員及び生活支援員等の専門性の向上と効率的な支援を見据えた実施体制の整備に努めます。

●成年後見制度の利用促進

地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置のための市町村への働きかけや、社協の法人後見実施に向けた支援、県民への制度の普及啓発等、利用促進に努めます。

●関係機関団体との連携

専門職団体、福祉施設、地域包括支援センター、家庭裁判所、金融機関等の関係機関との連携を図り、事業の推進に努めます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続 継続 新規	1 日常生活自立支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶日常生活自立支援事業実施と財源の確保 ▶専門員及び生活支援員への資質向上の支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標：生活支援員による支援の稼働率を59%から5年間で 70%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">H30.6現在 62.7%</div> <ul style="list-style-type: none"> ▶全市町村型の移行推進
継続 発展移行	2 成年後見制度の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護制度の周知・啓発活動 ▶法人後見*や市民後見*実施の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標：法人後見実施社協 2社協から2年間で6社協へ</div>
継続	3 関係機関団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶関係機関連絡会議等の実施

3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します

【推進項目（1）】福祉人材の充実と定着支援の強化 《重点的な取組み①》福祉人材確保の安定化・定着化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 福祉・介護分野の高い離職率と慢性的な人材不足は継続しており、ハートフルフェア、地区別ミニ就職面接会への参加者数も年々減少傾向にあります。

原因としては、求人・求職者の推移（下表）を見ると求人数の増加より、求職者の減少が大きく影響しているものと思われます。これは景気の回復による他産業へ求職者の流出だけでなく、県外流出等による生産年齢人口減に伴う労働力人口の減少も一因とされています。

一方、医療技術の進歩等によって平均寿命が延びており、少子高齢社会は急速に進展しています。このことから本県では、今後、労働力人口の減少に対する労働率（「就業者＋求職者」が生産年齢人口に占める割合）の引き上げや限られた労働力の中から質の高い福祉人材を安定的に確保していくことが大きな課題となっています。

有効求人状況：

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
人数	24,999 (100%)	26,519 (106.1%)	25,423 (101.7%)	26,513 (106.1%)	26,154 (104.6%)

有効求職状況：

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
人数	12,541 (100%)	10,984 (87.6%)	8,817 (70.3%)	7,951 (63.4%)	7,130 (56.9%)
内学生	3,049 (100%)	3,027 (99.3%)	1,914 (62.8%)	2,105 (69.0%)	1,880 (61.7%)

全国介護福祉士養成校 定員充足率

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
定員充足率	69.4%	57.5%	50.0%	46.4%	45.7%

有効求人倍率

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
有効求人倍率	1.99	2.41	2.88	3.33	3.67

- 平成25年度より「小中高校生のための社会福祉関係者等派遣事業」として、関係団体からの推薦者を専門員として登録し、小中高等学校からの依頼に基づき派遣する事業を開始。平成27年度より「福祉の仕事・魅力発見セミナー専門員派遣事業」に名称を改め継続中。また、「高校生のための福祉セミナー」として福祉課程を有する県内高等学校の生徒を対象に、福祉職への理解を深めるとともにイメージアップを目的に出前講座を実施しました。

- 群馬県福祉マンパワーセンターは、支所として高崎市と太田市に福祉人材バンクを設置し広域的な事業展開を推進するとともに、地区ごとにミニ就職面接会、ミニミニ就職面接会を実施するなど、きめ細やかな人材確保に努めました。

また、バンク連絡会議やキャリア支援専門員*連絡会議を定期的に行い、情報交換を通じて、事業者、就職困難者等に対して、足並みを揃えた対応ができるよう協議を行いました。

高崎市福祉人材バンクでは、「子育て中の方のための面接会」や「夕方からの面接会」等、趣向を凝らした事業を実施し、求職者や参加者の増加に向けた取組を行いました。

- 求職者採用後の業務とのミスマッチを軽減するため、事業所の雰囲気や職務内容を体験する企画「福祉の職場体験事業」を試行的に実施しました。
県介護高齢課が実施する「定住外国人等のための日本語研修」事業と連携し、研修修了後、マンパワーセンターの登録や見学会を呼びかけるなど外国人雇用についてもマッチングを行いました。
- 介護福祉士修学資金等貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業及び保育士修学資金貸付事業の実施により、人材の確保と県内事業所等への定着に努めました。

今後の課題

- 職場環境の改善と育成システム構築の支援及び評価反映
- 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ
- 福祉人材無料職業紹介所*の利用促進
- 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化
- 福祉職をめざす人への支援

今後の方向性

- 職場環境の改善と育成システム構築の支援及び評価等反映

新卒者の労働力が年々減少していく中、今後、福祉人材を安定的に確保していくには、新たな学卒者等の人材確保によって補うだけでなく、未経験者でもできる業務の見直しと子育て中の人、元気な中高齢者、他分野等からの参入者等、求職者に合った多様な雇用形態の求人を出していただくなどの働き掛けなども重要と考えます。

また、今いる従事者を離職させない職場環境の改善や育成システムを構築して行くことも重要な課題です。

マンパワーセンターとしては、各種認証制度*を活用し、認証取得した事業者情報の求人票への表記促進、面接会、見学会の優遇等、求職者が雇用環境の整っている事業者へ集まる仕組みを推進し、福祉・介護分野の事業者のイメージ向上と職員の定着を推進します。

- 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ

福祉職場に対するマイナスのイメージは福祉分野から離職して行く人達から伝わっていることも考えられます。次代を担う小中高等学校へ社会福祉関係者を派遣する事業に加え、キャリアパスや前述の認証制度等も活用しながら、福祉職場の雇用環境が改善されてきていることについて、実際に福祉分野に採用された方々からの声を変えていくこと、他分野への就職を希望している求職者に対する福祉の仕事へのイメージアップの取り組みを推進します。

また、啓発手段としては、従来からの紙媒体等の求人情報誌等を通じた広報だけでなく、インターネット等を活用した広報手段も検討します。

- 福祉人材無料職業紹介所の利用促進

高崎市、太田市の福祉人材バンクと連携し、全ての求職者に対して同一に対応するのではなく、求職者の状況（仕事に対する希望、障害、パーソナリティ、生活状況等）に応じて、無料職業紹介所としてだけでなく、本会の別制度（生活困窮自立相談支援事業、生活福祉資金、日常生活自立支援事業等）と連携した地域生活支援や他の関係機関（発達障害者支援センター、ジョブカフェ、若者サポートステーション）等との連携による問題解決を図ります。

- 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化

人材育成の取り組みに関する事業所間格差を是正する働きかけとして、福祉従事者や事業者を対象としたOJT、キャリアパス研修等、マンパワーセンターの研修部門と連携した事業展開を検討します。

県介護高齢課が実施する「定住外国人等のための日本語研修」と引き続き連携し、研修修了後にマンパワーセンターの登録や見学会の呼びをするなど外国人雇用についても積極的にマッチングを行い情報収集に努めます。

●福祉職をめざす人への支援

介護福祉士修学資金等貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業及び保育士修学資金貸付事業において、関係機関等との連携を図りながら、適切な貸付への促進と債権管理体制の充実を図る。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 職場環境の改善と育成システム構築の支援及び評価等反映 ▶各種認証制度等の認証取得した事業者の求人票への情報表記
継続	2 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ ▶小学生、中学生、高校生向け福祉セミナー等の開催
継続	3 福祉人材無料職業紹介所の利用促進 ▶高崎市、太田市の福祉人材バンクと連携した広域的な福祉人材確保対策の推進 ▶インターネットへの情報掲載の強化 ▶ハローワークとの連携の推進 ▶就職面接会、施設見学会、バスツアーの実施 (高齢者、子育て中の人及び未経験者を対象とした求人、認証制度取得事業者を優先参加させる。) ▶福祉の職場体験事業
継続	4 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化 ▶求職者向けの定期的な就職面接会、ガイダンスやセミナーの開催 ▶福祉の仕事・魅力発見リーフレットの作成
継続	5 福祉職をめざす人への支援 ▶キャリア支援専門員によるきめ細かな相談 ▶介護福祉士修学資金貸付事業

【推進項目（2）】研修事業の充実による人材育成 《重点的な取組み①》研修機能の強化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 階層別研修のうち指導的職員対象の研修は、チームリーダーキャリアアップ研修として、先行的試行的に、全社協による「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」（以下、「新課程」）に基づいて実施しました。他の階層別研修（新任職員、中堅職員、施設長・管理者）について、本格的に移行するための方針・スケジュールの決定や、新課程指導者養成のための種別協との協議を実施しました。
- 専任者研修（介護支援専門員専門・更新・再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）、介護支援専門員実務研修を、平成28年度からの国による新しい要綱に基づき実施しました。また、放課後児童指導員等研修は、県の委託先が変更となりました。

今後の課題

- 研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実

今後の方向性

- 研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実

新課程による階層別研修や新要綱に基づく効果的な専任者研修を実施することで、福祉人材の育成と定着、質の向上を図ります。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続 継続 新規 新規 新規 継続 継続 継続	1 研修体系の見直し、キャリアアップに向けた研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員の増員、研修内容、研修方法等の見直し ▶ 階層別研修、専任者研修、資格取得等研修の開催 ▶ 群馬県教育・保育のキャリアアップ研修（平成30年度中より） ▶ 新課程に基づく新任職員研修（平成31年度～） ▶ 新課程に基づく中堅職員研修（平成32年度～） ▶ 新課程による研修実施に係る指導者の養成と確保 ▶ 施設長・管理者研修 ▶ 専任者研修の受講生による研修受講の効果を測るための取組み

4 社会福祉法人や施設等を支援します

【推進項目（1）】社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み 《重点的な取組み①》社会福祉法人・施設等への支援と連携強化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 社会福祉法人制度改正に伴う平成28年4月の社会福祉法等の一部を改正する法律の施行により、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底することが、明確化されました。
これらの動きに伴って、平成28年度については県社協部会・分科会構成団体との代表者や社会福祉法人で構成される団体とが協働し、社会福祉の情勢についての課題の共有や解決に向けての協議を行う場としての勉強会や研修会、群馬県社会福祉法人連絡会の設置及び作業部会を開催しました。
平成29年度についても引き続き群馬県社会福祉法人連絡会、作業部会において検討し、社会福祉法人における生活困窮者支援のあり方セミナー、社会福祉法人の地域公益活動推進セミナーを実施しました。
また、社会福祉法人における生活困窮者等支援の手引きを作成しました。
- 群馬県社会福祉法人連絡会、作業部会（地域公益活動部会）において地域社会に貢献する法人のあり方検討を重ね、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、地域の福祉課題・生活課題の解決や緩和に対応する県域での群馬県ふくし総合相談支援事業*を創設することになり、平成30年7月に事業開始となりました。
- 地域社会・住民への情報発信・PRとともに、意見を反映する仕組みや活動への協力・参画を促す仕組みづくり等について不十分となっています。

今後の課題

- 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援
- 地域における公益的な取組み実践への支援
- 積極的な情報発信のための支援

今後の方向性

- 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援
経営の効率化・透明性の確保、組織統治の確立など、法人運営の改善に努め、経営基盤の強化に向けた社会福祉法人の取組みを支援し、社会福祉法人の社会的な理解と信頼が得られるよう努めます。
- 地域における公益的な取組み実践への支援
県域で実施する群馬県ふくし総合相談支援事業のより一層の推進、事業の充実を行っていきます。
各法人における公益的な取組みについての情報提供や支援を行っていきます。
市町村域における社会福祉法人、社会福祉施設の連絡会の検討や組織化についての支援、組織化後の活動支援等を行っていきます。
- 積極的な情報発信のための支援
社会福祉法人・社会福祉施設による公益活動や地域での連携事業等の実施について、市町村行政や民生委員・児童委員等の関係機関への周知や認識を深めるような取組みを行っていきます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	<p>1 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉施設経営相談事業による専門相談の実施 ▶ 経理・人事労務・施設運営管理にかかる研修会の開催 ▶ 福利厚生事業のメニューの充実と加入促進 <p style="text-align: center;">➡ 目標：会員 4,000人→平成32年 4,500人</p>
継続	<p>2 地域における公益的な取組み実践への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公益活動の普及・啓発に向けた情報提供やノウハウ支援 ▶ 群馬県社会福祉法人連絡会、群馬県社会福祉法人経営者協議会、種別協議会*等との連携による地域公益活動、群馬県ふくし総合相談支援事業の推進に向けた検討。 ▶ 市町村域における社会福祉法人・社会福祉施設の連絡会、情報交換会等の設置・開催に向けた検討、支援。
継続	<p>3 積極的な情報発信のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報紙、ホームページ等による情報発信の支援

《重点的な取組み②》福祉サービスの質の向上への取組み強化

平成28・29・30年度の取組みの総括

- 福祉サービス第三者評価事業は個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、また、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報になることとされていますが、福祉サービス第三者評価事業が広く認知されておらず、受審件数が少ない状況であるので、国において受審促進等を目的に平成30年3月に福祉サービス第三者評価事業に関する指針についての全部改正が行われました。

平成28、29年度は受審促進に向けての各種別協議会や事業者への個別の出張相談等を行いました。2年間で6事業所の受審に留まっています。

区分	箇所数
保育所	43
軽費老人ホーム	3
特別養護老人ホーム	7
老人デイサービスセンター	5
養護老人ホーム	1
(旧) 身体障害者療護施設	8
(旧) 知的障害者更生施設	14
平成29年度末までの受審件数	81

- 国の規制改革会議において、保育所の第三者評価の受審率の数値目標の策定が求められたことに加え、子ども子育て支援新制度*への移行に合わせ、公定価格において第三者評価の受審に係る加算項目が設けられるなどの動きに対応して、平成28年度より認定こども園の評価基準の策定を始めるとともに保育所版評価基準判断マニュアルの見直しを行っています。

平成30年度は試行調査等を行い、継続して評価基準の策定、見直しを行っています。

- 福祉サービス第三者評価事業の趣旨への理解と周知を目的とした市町村への働きかけ等についての取組みについては不十分です。

今後の課題

- 第三者評価機関並びに評価調査者の確保
- 第三者評価事業の受審促進
- 市町村の理解・協力

今後の方向性

- 第三者評価機関並びに評価調査者の確保

評価調査者の安定確保のため、計画的に評価調査者養成研修会を実施するとともに評価調査者の信頼性や質の向上を図るための継続研修や更新時研修会を実施します。

- 第三者評価事業の受審促進

平成30年3月に厚労省老健局、障害福祉部より、各県における高齢者福祉サービス、障害福祉サービスについての受審率の数値目標の設定及び公表、受審に係わる事業所の負担軽減等についての通知が出され、今後の受審促進についての方策が示されたことにより、県内の評価機関との調整の上で、各種別協議会*等に対しての働きかけ等を強化し、中長期的なビジョンを策定して受審数を増やしていきます。

- 市町村の理解・協力

事業説明や個別相談、受審結果の提供を当該市町村に直接行うことによって、事業への理解を促進していきます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	<p>1 第三者評価機関並びに評価調査者の確保</p> <p>▶ 評価調査者養成研修の開催</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>目標：隔年開催→毎年開催 現員87人→平成32年度までに107人へ</p> </div> <p>※質の高い多くの評価調査者を養成する。</p>
継続	<p>2 第三者評価事業の受審促進</p> <p>▶ 規制改革会議等の情報を迅速に各評価機関へ提供し、意見交換の場を設定</p> <p>▶ 種別協議会との連携・周知、研修会の実施</p>
継続	<p>3 市町村の理解・協力</p> <p>▶ 市町村への事業説明、個別相談、受審結果の情報提供</p>

5 県社協の組織体制を強化します

【推進項目（1）】組織基盤と財政・経営の強化 《重点的な取組み①》事務局体制の充実強化

平成28・29・30年度の取り組みの総括

- 職員災害対応初動マニュアルの見直しに向けた内部検討会を立ち上げ、初動マニュアルの見直しに向けた他県事例等の情報収集・内容検討を実施しました。また、県総合防災訓練や全社協主催の災害ボランティア運営者研修等へ参加し、災害時の危機管理体制について学びました。
BCPの策定および職員参集訓練等については継続課題となっており、県社協の業務の実情に応じ、策定・実施に向けて継続協議となっております。
- 役員等組織検討委員会を立ち上げ、経営組織のガバナンス強化と事業の透明性・財務規律の強化等に向け、役員・評議員の構成等、組織のあり方についての検討を実施しました。
- 高齢者雇用や障害者雇用を推進し、誰もが働きやすい職場環境・就労環境の整備に向け、就業規則等の見直しを行いました。また、ストレスチェックの実施や職員のメンタルヘルス向上に向けた内部研修を開催し、心身ともに健康的に働ける職場づくりに向けた取り組みを行いました。
「働き方改革」の実現に向け、時間外労働の抑制や有給休暇の取得促進等が今後の検討課題となっております。
- 正規職員の約半数が入職数年以内の主事であり、県社協職員としての基礎的能力と専門性の向上が求められている中で、若手職員を対象に「若手職員育成プロジェクト」として、社会福祉施設や市町村社協への現場体験研修等を実施しました。また、平成29年度より研修企画推進委員会を設立し、月1回の内部職員研修を通じて、各課の事業理解・連携強化、職場内研修の定着化・定例化を図りました。
- 各種別団体等から提起された課題について、社会福祉を最前線で担う現場からの声として取り纏め、本県の社会福祉政策に反映に向けた要望書の提出を行いました。

今後の課題

- 災害時等における危機管理体制の構築
- 社会福祉関係制度への対応強化
- 働きやすい職場環境の整備
- 職員の育成強化
- 調査研究・政策提言機能の強化

今後の方向性

- 災害時等における危機管理体制の構築
災害時には、県社協は災害規模の把握とブロック派遣を含む応援要請の判断を早急に行う必要があり、被災地社協と連絡・連携をはかりながらサポートを行い、支援ニーズの把握、対外的な情報発信、資材調達、関係機関との連絡調整等、県社協職員が一丸となって取り組む必要があります。そのような県社協の役割を踏まえ、災害時の連絡体制の整備や初動マニュアルの見直し、BCP策定を継続して取り組みます。
- 社会福祉関係制度への対応強化
制度改正に伴う対応については概ね対応済みとなりました。今後は県内社会福祉法人の模範となる組織に向けて実践の強化に努めます。
- 働きやすい職場環境の整備
引き続き、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して働ける職場環境づくり、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進します。また、「働き方改革」の実現に向けて、時間外労働の抑制や有給休暇の取得促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等に努めます。

●職員の育成強化

各課の事業理解・連携強化、職場内研修の定着化・定例化に向け、引き続き職場内研修を実施します。合わせて、役職等に応じた県社協職員研修体系の整備が未着手のため、他県等の情報収集を行いながら研修体系の整備を進めます。

●調査研究・政策提言機能の強化

社会福祉政策の反映に向けた要望書の提出を継続して実施し、県内の社会福祉関係者等の地域福祉の担い手がそれぞれの役割を果たし、分野を横断する連携・協働体制の整備に努めます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 災害時等における危機管理体制の構築 ▶職員初動マニュアルの見直しとBCP（事業継続計画）の策定 ▶災害時の連絡体制の整備、職員参集訓練等の実施
継続	2 社会福祉関係制度への対応強化 ▶内容等の整合性を精査しながらの着実な運用
継続	3 働きやすい職場環境の整備 ▶高齢者雇用や障害者雇用の推進 ▶ストレスチェック、メンタルヘルス研修等の実施 ▶時間外労働の抑制、有給休暇の取得促進
継続	4 職員の育成強化 ▶職場外研修（OFF-JT）、自己啓発研修（SDS）とともに、職員同士による職場研修（OJT*）の強化と資格取得支援 ▶職員研修体系の整備
継続	5 調査研究・政策提言機能の強化 ▶社会福祉政策の反映に向けた要望書の提出

《重点的な取組み②》 財政の健全化と経営の透明性の確保

平成28・29・30年度の取り組みの総括

- 正規職員の比率については、平成28年度当初では37.9%（26/69名）でしたが、平成30年度当初においては36.2%（25/69名）となっており3.7%減となっています。比率が減少した理由としては、正規職員の若年化（定年退職等による世代交代）により組織体制の安定化が図れず、安定した組織運営、組織ガバナンスの維持・強化のため、新たに県OB職員の採用を進めたことが背景にあります。
 厳しい財政状況の中で、人件費・事業費の削減や人件費を伴わない委託事業の増加、正規職員の若年化に伴い安定的な組織体制の確保が困難といった課題もあり、中長期を見据えた人材確保・育成および事業費・人件費の継続的確保が求められています。
- 厳しい財政状況のため、公的補助金は削減傾向にあります。また、現行の低金利の状況から、基金等の運用益が減少しており、補助金等に頼らない自主事業の安定的な実施のためには、自主財源の確保が必要です。
 従来行ってきた広告料収入、書籍斡旋手数料に加え、平成29年度より、ホームページバナー広告収入、葉斡旋手数料による財源確保を始めました。
- 計算書類・現況報告書・役員報酬基準等の積極的な公表や適切な情報公開、四半期ごとに会計専門家による執行状況の検査・点検等を実施することにより財務会計に関する事務処理体制の向上に努め、組織ガバナンスの強化、経営の透明性の確保に努めました。

今後の課題

- 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上
- 多様な財源の確保と財務体質の改善
- 経営の透明性確保

今後の方向性

- 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上
 継続的な事業の見直しや新規事業の積極的な提案等を行い、事業費や人件費の継続的な確保、中長期を見据えた人員体制の整備に努めます。また、本会機関紙やホームページのリニューアルを行い、積極的な情報発信を行うことで、県民や関係機関に対し、広く県社協事業の効果・成果の「見える化」を図り、事業実施の必要性について理解・協力を得ることで、県内の地域福祉推進の基盤となる財源の継続的確保に努めます。
- 多様な財源の確保と財務体質の改善
 新たな財源確保の取り組みや、会員募集による会費収入、寄付金収入確保に向け、積極的な情報収集、広報に努めます。
 決算時や予算作成時など、今後の自主財源の推移見込みを作成するなど、職員への意識付けを行います。
- 経営の透明性確保
 ①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③計算書類・現況報告書・役員報酬基準等の公表等の適切な情報公開を引き続き行い、社会福祉法人におけるガバナンス強化と透明性の確保に努めます。

区分	平成31・32年度の具体的な取組み
継続	1 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上 ▶ 補助・受託事業の成果が高まるよう、継続的な事業見直しの実施 ▶ 積極的な事業提案による事業推進と人員体制整備 ▶ 県民や関係機関への積極的な情報発信
継続	2 多様な財源の確保と財務体質の改善 ▶ 寄付金や民間財源など事業推進に必要な財源を検討・要望・獲得
継続	3 経営の透明性確保 ▶ 適切な情報公開と会計専門家による執行状況の検査・点検の実施

用語解説

索引	ページ	用語	解説
あ行	え	7 NPO	<p>Non profit Organizationの略語で、「非営利組織」のこと。1998年に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、都道府県または内閣府の承認を受け設立された市民活動団体の略称。</p> <p>県内では現在810（H25年10月末現在）のNPO法人があり、活動範囲は保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、環境保全、災害救援、地域安全、国際協力、文化・芸術・スポーツ等さまざまな課題に取り組んでいる。</p>
	お	29 OJT	<p>OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング、On-the-Job Training）とは企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法のひとつ。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する全ての活動である。これに対し、職場を離れての訓練はOFF-JT（Off the Job Training）と呼ばれる。</p> <p>OJTという言葉は1935-1940年頃の辞書（Webster等）に採録されたが、アメリカで第一次世界大戦中にできた手法とされる。</p>
か行	か	14 家計改善支援事業	<p>「生活困窮者自立支援法」における事業。</p> <p>生活困窮者の家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援を行う。</p>
	き	18 基幹社協	<p>厚生労働省は、日常生活自立支援事業の実施主体を、全国あまねく福祉サービス利用援助事業を利用できる体制を整備するために、全国的な組織である社会福祉協議会を中心とした事業とし、その実施主体に各都道府県・指定都市社協を位置づけた。</p> <p>事業実施にあたっては、市町村社協に委託することができ、委託を受けた市町村社協を基幹社協という。県内では13基幹社協に委託をしている。</p>
	き	20 キャリア支援専門員	<p>福祉・介護業務の専門知識を有する者であり、福祉・介護分野を目指す個々の求職者にふさわしい職場を開拓し、求人事業所と求職者との効果的なマッチングを支援する。</p>
	き	14 居住支援法人	<p>住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。</p>
	<	24 群馬県ふくし総合相談支援事業	<p>社会福祉法人の法律上の責務である「地域における公益的な取組」を、県域全体で福祉種別を超えて実施していくしくみとして、平成30年度よりスタート。</p> <p>参加表明をした県内の社会福祉法人内に「なんでも福祉相談員」を配置し、地域住民の「どこに相談したらいいかわからない」といった困りごとに対し、対象を限定せずしっかりと受け止め、解決できる相談はその場で解決し、難しい場合であっても必要に応じて適切な支援先につないでいくことを目指す。</p>

索引	ページ	用語	解説
こ	26	子ども子育て支援新制度	子育て中の家庭を支援する日本の制度。2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、15年4月に全国の自治体で実施が開始された。子育てを社会保障分野の一つに位置づけ、保育所や幼稚園・保育所一体型の認定こども園の拡充、保育を利用できる要件の拡大、小規模保育の導入などが行われる。保育の利用には実施主体である区市町村に申請して支給認定を受ける必要があり、認定されれば原則として全員が利用できる。
さ行	さ	9 災害福祉広域支援ネットワーク	<p>平常時から、各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により、災害発生時の福祉的支援について協議するとともに、緊急時に人材を派遣する体制を目指す。</p> <p>具体的には、県社協、社会福祉法人、福祉施設、職能団体、県等が集い、県内の災害時の福祉支援ネットワーク本部を設置して、福祉施設や団体が横断的に連携して相互支援を行うとともに、専門性を活かした人材の派遣により、被災地の要配慮者支援を行う。現在は、全国の約半数の都道府県が災害福祉広域支援ネットワークの構築に民間事業者とも取り組み始めている。</p>
	し	7 社会的包摂	ソーシャル・インクルージョンともいい、社会的つながりから阻害された人々を社会的に包摂する施策として理解されている。
	し	7 社会福祉協力校	<p>1977年に国庫補助事業による「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が創設され、これを契機に全国の学校において福祉教育実践が広がっていった。</p> <p>2002年度から導入された学習指導要領では社会奉仕体験が重視され、学校教育に新設された「総合的な学習の時間」のなかで福祉に関する学習が広く展開されるようになった。</p>
	し	25 種別協議会	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の種類別に結成された、広域的な横断組織（協議会）について、それらを含めて表現する呼称として使用している。
	し	5 小地域における地域福祉活動	一般的に、「住民の顔が見える」日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称。「地域」にある福祉課題をみんなで取り込んでいこうとする活動で、次のような活動がある。ご近所の見守り・声かけ活動の普及、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの開催、配食サービスの実施、住民福祉座談会の実施、生活環境の改善、地域住民の安全確保、地域住民の交流促進、災害時の要援護者支援体制づくり等の活動。
	し	9 職能団体	<p>専門的な資格を持つ専門職従事者らが、自らの専門性の維持・向上や、専門職としての待遇を保持・改善するための組織で、研究発表会、講演会、親睦会等の開催や、会報、広報誌などの発行を通して、会員同士の交流などの役目も果たす機関。</p> <p>福祉の分野では、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、ホームヘルパー協議会等。</p>

索引	ページ	用語	解説
し	14	自立相談支援機関	<p>生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を実施する機関。設置形態は福祉事務所設置自治体の直営又は委託による。</p> <p>生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整等の業務を行う。</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業に必要な支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を配置して、地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援を体系的に実施する中核的な機関である。</p>
し	19	市民後見	<p>その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者…日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成18年度報告書 ・市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。…「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」成年後見制度研究会報告書 ・市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。…筑波大学法科大学院 上山教授「実践 成年後見 2009.1」
し	14	就労訓練事業	<p>「生活困窮者自立支援法」の事業。</p> <p>自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。</p> <p>雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行い、どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労につなげることを目的とする。</p> <p>就労訓練事業を行うに当たって、都道府県知事（または中核市の長）に認定を受けることが必要で、認定を受けた事業所を「認定就労訓練事業所」という。</p>
し	14	就労準備支援事業	<p>「生活困窮者自立支援法」の事業。</p> <p>「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。</p>

索引	ページ	用語	解説
し	11	JVOAD	<p>特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (Japan Voluntary Organizations Active in Disaster) の頭文字をとって略してJVOAD (ジェイボアード) という。</p> <p>災害時においては、支援の「モレ・ムラ」等を防ぎ、地域ニーズにあった支援活動を促進するため、被災した地域の関係者と協力し、調整機能としての役割を果たす。</p> <p>また、平時においては、NPO・ボランティアセンター等の市民セクターの連携強化や産官学民等のセクターを越えた支援者間の連携強化、地域との関係構築と連携強化等を行っている他、①避難生活改善に関する専門委員会、②技術系専門委員会、③福祉支援専門委員会(準備会)の3つの専門委員会により、支援の連携と機能の強化を図っている。</p>
せ	5	生活支援コーディネーター	<p>厚生労働省のガイドラインにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」という。</p>
せ	16	生活福祉資金貸付制度	<p>生活に不安を抱えた低所得者、障害者、高齢者世帯の方々に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送れることを目的とした貸付制度。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類。</p>
せ	18	成年後見制度	<p>未成年者を保護する未成年後見に対して、判断能力の不十分な成年人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者)を保護するための制度をいう。</p> <p>成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。手続き等の詳細は、住所地の家庭裁判所に照会のこと。</p>
た 行	ち 5	地域福祉活動計画	<p>地域住民や地域で福祉活動を行う組織、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。策定に際しては、市町村社協が中心的役割を担う場合が多く、社会福祉法に策定義務が規定されている「地域福祉計画」(行政計画)とは、相互補完の関係にある。</p>
ち	5	地域包括ケアシステム	<p>高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制のこと。さまざまなサービスとは、(1)医療(2)介護(3)介護予防(4)住まい(5)生活支援サービスの5つで、これらを分断して提供するのではなく、すべてを一体として考え、利用者のニーズに合わせて切れ目のない支援をしていこうというもの。日常生活の中でこれらのサービスを適切に提供できるよう、日常生活圏域は利用者の家まで30分以内で駆けつけられる「中学校区」を想定している。</p> <p>地域包括ケアシステムを推進していくために厚労省では、(1)在宅医療や訪問看護の充実など医療との連携強化、(2)24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など介護サービスの充実、(3)健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取組み、(4)見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、(5)サービス付高齢者住宅など高齢者の住まいの整備などを行っている。</p>

索引	ページ	用語	解説	
ち	6	地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成2年（1990）に設置された在宅介護支援センターの機能を充実させるために平成18年（2006）4月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された。	
ち	8	中間支援センター	中間支援センターとは、市民、NPO、企業、行政等の間にたつてさまざまな活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立されたNPO等へコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援センター自らがNPO等である場合もある。	
て	9	DWAT	災害派遣福祉チーム。Disaster Welfare Assistance Teamの頭文字をとって略してDWAT（ディーワット）。 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職からなり、災害時の避難所等において、福祉的支援が必要な避難者への対応や、社会福祉施設等、より適切な支援につなげるためのスクリーニング（福祉的トリアージ）を行い、高齢者や障害者へのケアの他、被災による生活不安への相談や、被災した自宅の片付け等の際に幼児を預かるなど、福祉全般の支援を行う。	
な行	に	18	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業をいう。
	に	21	認証制度(福祉人材確保にかかる)	認証制度は、福祉・介護事業所等における人材育成の取組や就労環境等を求職者や第三者等から「見える化」することで、求職者が福祉・介護の仕事を選択し、安心して就職できる事業所を紹介する制度 認証は、指定機関が実施するもの、県や国が行うものと様々だが、実施機関によって認証の内容が異なり、自分に合った法人・事業所を選ぶときの参考として期待される。
は行	ひ	11	BCP (事業継続計画)	Business continuity planningの略語。 災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。
	ひ	13	貧困の連鎖	生活保護受給者数は217万人、162万世帯（H27年3月）となっているが、生活保護を受給している世帯主の25%が生活保護を受給する世帯で育った（「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」H25年1月）とされている。

索引	ページ	用語	解説	
ふ	21	福祉人材無料職業紹介所	<p>無料職業紹介業務は、労働大臣からの認可を経て平成4年3月26日よりスタート。職業安定法等に基づく職業紹介機関として、福祉職場に就職を希望する求職者の相談に応じるとともに、求職登録者に対し人材を必要とする福祉施設などへ紹介・あっせん等を行う。</p> <p>職業安定法の改正に伴い、平成18年9月1日から福祉人材無料職業紹介事業の「あっせん対象機関等」の拡大が図られている。県内では、県福祉マンパワーセンター（前橋市）、高崎市福祉人材バンク（高崎市）、太田市福祉人材バンク（太田市）の3カ所に設置されている。</p>	
ふ	5	ふれあい・いきいきサロン	<p>高齢者や障害者、子育て中の母親等、誰もが気軽に安心して参加できる楽しい仲間づくりの場であり、活動。当事者やボランティアなどが、同じ住民という立場でサロン活動を一緒に企画・運営するところに特徴がある。</p>	
ふ	11	プロボノ	<p>社会人が自らの専門的な知識や専門的な技術を活かして参加する社会貢献活動で、ラテン語の「pro bono publico(プロ・ボノ・パブリコ)」の略で、「公共のために」からきている。</p>	
ほ	19	法人後見	<p>社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言う。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。</p>	
ま行	み	7	民生委員・児童委員	<p>民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の推進に努める民間の奉仕者。</p> <p>地域でいろいろな悩みや問題を抱えていたり、経済的、社会的、精神的に困った状況にある方々に対して、その問題解決に向け、福祉関係機関などと協力しながら、さまざまな支援活動を行う。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。</p> <p>また、1994(平成6)年に設置された「主任児童委員」は、区域を担当せず、地域の子育て支援や児童委員と連携した相談支援活動を行っている。</p>
や行	よ	9	要配慮者	<p>これまで使われていた「災害時要援護者」に代わって、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」という。</p> <p>要配慮者のうち、災害が発生、又は発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難なため、円滑かつ迅速な避難の確保等の支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼ぶことになった。</p>

群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し）策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 第2期群馬県社会福祉協議会活動推進計画（以下「計画」という。）の策定後、国においては、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、児童など従来の縦割りではなく、複合的な課題にも対応することができるよう、「我が事・丸ごと」の地域社会づくりが進められている。このような状況を受け、計画期間の中間年に、計画の見直しを行い、今後の事業展開を的確なものとするため、第2期群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し）策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（組織及び任期）

第2条 委員会は、委員12名以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から群馬県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 県社協部会
 - (3) 行政関係者
 - (4) その他、会長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、委員会の目的達成までとする。
 - 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の選出等）

第3条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書面等によりあらかじめ意見が提出された場合は出席とみなす。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

（作業部会）

第5条 委員会は、その目的を達成するため、複数の作業部会を設置することができる。

- 2 会長は、必要に応じて、部会長による会議を招集することができる。
- 3 各部会長は、前項の会議において、情報を共有し、計画書の記載内容について、協議し、相互に調整を行う。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、本会総務企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱（平成22年1月5日施行）及び群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し）策定委員会設置要綱（平成25年5月30日施行）は廃止する。

群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し） 委員名簿

（敬称略）

	選出区分	所属機関・団体の役職名	氏名	備考
1	学識経験者	群馬大学大学院保健学研究科教授（保健学博士）	吉田 亨	
2		上毛新聞社役員室長	清水 直樹	
3	市町村社協部会	群馬県市町村社会福祉協議会副会長 （みなかみ町社会福祉協議会会長）	河合 進	
4	民生委員・ 児童委員部会	群馬県民生児童委員協議会会長 （渋川市民生委員児童委員協議会会長）	小澤 義孝	
5	経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会常務理事 （恵の園理事長）	山田 雅人	
6	障害福祉部会	群馬県知的障害者福祉協会会長 （らいず施設長）	中島 穰	
7	高齢福祉部会	群馬県老人福祉施設協議会会長 （泉の園施設長）	井上 光弘	
8	子ども福祉部会	群馬県保育協議会会長 （たかそのこども園園長）	佐藤 憲秀	
9	ボランティア・ 市民活動部会	群馬県ボランティア連絡協議会会長	十河 錦二	
10	更生保護部会	群馬県保護司会連合会 （渋川北群馬保護区保護士会事務局長）	中村 昭典	
11	行政関係者	群馬県健康福祉部健康福祉課地域福祉推進室長	上原美奈子	
12	社協職員代表	前橋市社会福祉協議会事務局長	小林 英俊	

群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し）策定委員会作業部会設置要領

（目的）

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づく作業部会の設置に関し、必要なことを定める。

（所管事務）

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について、調査・検討し計画策定のため、委員会に報告するものとする。

- (1) 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開
- (2) 地域における相談・生活支援体制の強化
- (3) 社会福祉法人・施設等の福祉サービス事業者への支援
- (4) 福祉サービスを支える福祉人材の確保への取り組みと人材育成への貢献
- (5) 災害時における活動支援体制の整備
- (6) 地域福祉を推進する県社協機能と組織の充実・強化

（組織及び任期）

第3条 作業部会員は、県社協プロパー職員の中から群馬県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が任命する。

- 2 作業部会の組織及び所管事務は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 作業部会には、部会長、副部会長を置き、会長が指名する。
- 4 作業部会員の任期は、委員会の目的達成までとする。

（会議）

第4条 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて部会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

（特別作業部会員）

第5条 特別の事項について指導、助言を得るため特別部会員を置くことができる。

- 2 特別部会員は、会長が委嘱し必要に応じ部会等への出席を要請することができる。

（庶務）

第6条 作業部会の庶務は、部会長が所属する群馬県社会福祉協議会事務局の各課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この改正要綱は、平成30年7月1日から施行する。

1 所掌事務

別表 1

部 会 名	所 掌 事 務
第 1 部 会	地域福祉活動の促進支援
第 2 部 会	災害時における活動支援体制の構築
第 3 部 会	生活困窮者等への相談支援体制の強化
第 4 部 会	地域における生活支援体制の強化
第 5 部 会	福祉人材の充実と定着支援の強化
第 6 部 会	研修の充実による人材の育成
第 7 部 会	社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取り組み
第 8 部 会	組織基盤と財政・経営の強化

2 部会員

部 会 名	氏 名	所属課	備 考
第 1 部 会	中越 信一	地域福祉課	◎
	山田 真喜子	地域福祉課	○
	大山 誠	地域福祉課	
	山岸 拓矢	地域福祉課	
第 2 部 会	中越 信一	地域福祉課	○
	鈴木 伸明	施設福祉課	◎
	高岸 洋介	施設福祉課	
	高橋 宗一	総務企画課	
第 3 部 会	酒井 敦朗	福祉資金課	◎
	青柳 素子	生活支援課	○
	大嶋 宣良	福祉資金課	
	神戸 麻記子	生活支援課	
	渡辺 匠海	生活支援課	
	金澤 朋子	福祉資金課	
	中島 世里奈	生活支援課	
第 4 部 会	青柳 素子	生活支援課	◎
	蜂須 誠	生活支援課	○
第 5 部 会	松村 喜義	福祉人材課	◎
	橋本 巧	福祉人材課	○
	渡部 善博	福祉人材課	
	茂木 博紀	福祉人材課	
	金澤 朋子	福祉資金課	
第 6 部 会	松村 喜義	福祉人材課	○
	橋本 巧	福祉人材課	◎
	渡部 善博	福祉人材課	
第 7 部 会	野口 俊明	施設福祉課	◎
	鈴木 伸明	施設福祉課	○
	澁谷 泰弘	施設福祉課	
	高岸 洋介	施設福祉課	
第 8 部 会	原澤 利幸	総務企画課	
	倉賀野 洋子	総務企画課	◎
	大野 優一	総務企画課	○
	高橋 宗一	総務企画課	
	高橋 希良々	総務企画課	

群馬県社会福祉協議会活動推進計画（中間見直し）策定経過

月 日	会議名	内 容	場 所
平成30年8月20日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長1名の選出について ・活動推進計画（見直し）の基本的な考え方（案）について ・作業部会の設置報告 ・今後の委員会スケジュール、見直し計画策定予定について ・その他 	群馬県市町村会館 8階 特別会議室
平成30年10月30日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・活動推進計画第1章・第3章について ・作業部会の報告 ・中間見直し計画（素案）について ・第3期計画に向けて ・その他 	群馬県社会福祉総合 センター 地階 B01会議室
平成30年12月6日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し計画（最終案）について ・用語解説について ・その他 	群馬県市町村会館 8階 特別会議室
平成30年12月14日	県社協会長に答申	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し】(案)を県社協会長に答申 	群馬県社会福祉総合 センター 4階 会長室
平成30年12月20日	県社協理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し】(案)について報告 	群馬県社会福祉総合 センター 2階 203AB会議室
平成31年3月7日	県社協理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し】について承認 	群馬県社会福祉総合 センター 7階 701会議室
平成31年3月22日	県社協評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し】について承認 	群馬県市町村会館 2階 大研修室

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各種補償金額(保険金額)に同じ		
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)			
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・竜巻・津波)	500円	710円	

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(協賛会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

平成31年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、不動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	断続 後遺時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護師の賠償責任補償
- オプション4 ●借用不動産賠償事故補償
- オプション5 ●クレーム対応サポート補償 **改定**

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10名まで加入できます)

保険期間1年、傷種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

④ 施設職員の傷害事故補償

(10名まで加入できます)

保険期間1年、傷種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**

- オプション: 使用者賠償責任補償
- 改定**

② 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

